

2018年7月25日

広島大学長
越智光夫殿

「Special Professor」に関する意向調査について

広島大学教職員組合
執行委員長 坂元国望

貴職の日頃のご奮闘と私たち教職員組合の活動へのご理解に敬意を表します。

さて、昨年度末の団体交渉において、広島大学の定年退職者や経済界・産業界等の有識者でこれまで「客員教員」として広島大学の教育に貢献していただいた方々や今後貢献していただける方々を対象に、「Special Professor」や「Splendid Professor」という職名を新設し、同時にそれらの方々に対する給与額をおよそ半額にする、という提案がなされました。これに対して本組合は、これらの職名変更がやや過度に過ぎるとされる「敬意」を示すものであることに対する危惧を表明するとともに、こうした「特別の敬意」にふさわしい配慮がなされることを強く求め、給与額半減案はもってのほかとして、放棄することを要求しました。また、処遇については、現在上記の条件で「客員教員」を務めておられる方々から意見を聞くことを同時に求めました。その結果、大学側は、給与額の変更案を取り下げ、職名の変更のみの提案とし、給与額の変更については調査を行い十分検討した上で半年後以降の課題とするとしたという経緯があります。

こうした経緯にもかかわらず、第5回全学教育統括会議は、相田理事名で、今年度中に退職を予定する教員に対し、『退職後、大学が求める場合、「Special Professor」として教育に携わり、そのときの給与は、昨年度末に大学側が当初の提案として示した、「客員教員」場合に比しておよそ半額を想定している』ことを文書で突然提示し、8月10日を締切として、上記退職予定教員に回答を求めている、という事実を、本組合は把握しました。また、本組合からの照会に対し、サービスグループは、既退職者で現に広島大学での教育に携わっている「客員教員」にも同様の意向調査をすでに行っていることを明らかにしています。

しかしながら、このような動きは、「意向調査」といいつつ、定年後の非常勤教員としての雇用に関する条件提示にほかならず、上記経緯が示すような、現在の当事者から意見を聞くということからはかけ離れており、したがって、労使間の信頼関係を損なう行為であると考えます。また、もしこれが非常勤職員としての雇用の条件として、今後定年退職する教員にのみ適用され、すでに退職された教員には適用されないのであれば、それは同一労働同一賃金という労働基準法の大原則に反する違法なものと言わざるを得ませんし、すでに退職され「客員教員」として雇用されている者に対しても適用するつもりであるならば、それは労働条件の不利益変更であり、到底認められるものではありません。

それゆえ、同会議で決定した、今年度中に退職を予定する教員および既退職者で現に広島大学での教育に携わっている「客員教員」に対する上記文書を直ちに撤回し、それに代わって、「Special Professor」や「Splendid Professor」に該当する方々に対して、予断を与えない、職名にふさわしい処遇に関する意見の聴取を行うこと、そのうえで両職に該当する教員の処遇に関する団体交渉を行うことを求めます。

以上